

市廃審 第02-002号
令和2年10月21日

市川市長 村越 祐民 様

市川市廃棄物減量等推進審議会

会長 三橋 規 宏



市川市廃棄物減量等推進審議会の会議結果について(報告)

このことについて、第91回市川市廃棄物減量等推進審議会会議録を市川市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第4項の規定に基づき作成しましたので、報告いたします。

なお、当審議会の設置趣旨及び活動を広く市民に知っていただくため、会議録につきましては必要に応じて公表することについては差し支えありません。

《会議録》

- [会議名称] 第91回 市川市廃棄物減量等推進審議会
- [開催日時] 令和2年8月7日(金) 10時00分～11時50分
- [開催場所] 男女共同参画センター7階 研修ホール
- [出席委員] 三橋規宏会長、松本定子副会長、金子正委員、青山ひろかず委員、大石恭子委員、田代邦子委員、宇仁菅伸介委員、大川敏彰委員、原木一正委員、安東紀美代委員、柳沢泰子委員、かまがたあつこ委員、藤城博樹委員、宮方英二委員(以上14名)
- [事務局等] (1)環境部 川島部長、伊藤次長
(2)循環型社会推進課 松丸課長、的場主幹、滝内主幹、佐藤主幹、松丸、福元、木村、村井、小谷
(3)生活環境整備課 西倉課長、青木主幹
(4)生活環境保全課 石橋課長、高橋主幹
(5)清掃事業課 丸山課長、田中主幹
(6)環境エネルギー施設整備課 富川課長
(7)クリーンセンター 阪田所長、河村副参事
- [傍聴者] 1名
- [会議次第] (1)委嘱辞令交付式
(2)開会
(3)議題「会長及び副会長の選任について」
(4)報告事項
① 令和元年度のごみ排出量等の実績について
② 家庭ごみの臨時収集について
③ 布類の収集の一時休止について
④ 高齢者等世帯ごみ出し支援について
⑤ 漁業者の協力による海底ごみ回収実証地域の選定について
⑥ 生ごみ専用ごみ箱「スマート i-BOX」の試作機開発について
(5)審議事項
市川市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について
(6)閉会
- [配付資料] 資料1 令和元年度のごみ排出量等の実績について
資料2 家庭ごみの臨時収集について
資料3 布類の収集の一時休止について
資料4 高齢者等世帯ごみ出し支援について
資料5 漁業者の協力による海底ごみ回収実証地域の選定について

資料6 生ごみ専用ごみ箱「スマート i-BOX」の試作機開発について

資料7 「市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について」
答申（素案）

資料8 これまでの審議内容について

〔会議概要〕 配付した資料に基づき、事務局から報告及び説明を行い、これに対して各委員が意見や感想を申し述べる形式で審議会を進めた。

〔会議詳細〕

【開 会】 午前 10 時 15 分

松丸課長：おはようございます。改めまして、循環型社会推進課長の松丸でございます。よろしくお願いたします。

はじめに、本日の会議の進行でございますが、本日の審議会では、改めて、会長及び副会長を選任する必要がございます。

会長を選任するまでの仮議長としまして、私が進行を務めさせていただきたいと存じますが、皆さま、よろしいでしょうか。

— 各委員「異議なし」の声での承認 —

ありがとうございます。

それでは、ただ今より「第 91 回市川市廃棄物減量等推進審議会」を開会いたします。

本日の会議には、委員 15 名のうち半数以上の委員がご出席されておりますので、本審議会規則第 3 条第 2 項に定める会議開催の要件を満たしており、本会議は成立いたします。

次に会議の公開非公開についてです。本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、市川市審議会等の公開の公開に関する指針に基づきまして、会議を公開することとしてよろしいでしょうか。

— 各委員「異議なし」の声での承認 —

それでは、会議を公開することといたします。

傍聴希望者がいましたら、入室させてください。

傍聴者は 1 名ということです。

【会長の選任】

松丸課長：それでは、会長及び副会長の選任を行います。

会長及び副会長につきましては、本審議会規則第2条において、「委員の中から互選する」こととなっております。

はじめに、会長を選任したいと存じます。皆様から、立候補又は推薦がございましたらお願いいたします。

原木委員：これまでの実績を踏まえまして、三橋委員に再度お願いしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

松丸課長：他にはございませんか。

それでは、三橋委員に会長をお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

— 各委員一同拍手 —

松丸課長：三橋委員、よろしいでしょうか。

三橋委員：はい。

松丸課長：ありがとうございます。それでは、会長に三橋委員を選任することに決まりました。

恐れ入りますが、三橋会長には、会長席へ移動をお願いいたします。

— 三橋会長、会長席へ移動 —

松丸課長：これ以降の議事進行は、当審議会規則第3条の規定に基づき、三橋会長に議長をお願いいたします。

会長、お願いいたします。

三橋会長：コロナの影響を受け、私の周辺だけを見ても、かなり大きな変化がありました。

例えば、私がいつも仕事場に行っている内幸町の日本記者クラブの会見は、オンラインビデオ会見になりました。

今までは、日本記者クラブでいろいろな著名人、その時話題となった人たちの記者会見があったのですが、最近は自宅のパソコンを見ながら参加す

るようになってきて、たぶん3月の初め以降、日本記者クラブではほとんどがオンライン会議に変わっています。

それから、環境省ではいろいろな会議があります。

私が今所属している環境省の政策評価委員会が、初めて7月20日に開催されましたが、オンラインビデオ会議ということで、自宅で会議に参加しました。

オンラインビデオ会議では、いろいろ問題もあります。パソコンに自分の顔がどう映っているかとか、話しているといつも下を向いてばかりとか上を向いているとかいろいろ問題もあります。環境省もようやくオンラインビデオ会議を始めたということですね。

私は、毎年名刺交換した後に名刺を入れるケースを持っていますが、いつも半年も過ぎると、名刺ケースにはいろいろな人と名刺交換した名刺が100枚前後入っています。今回は10枚に満たなかったです。それほど5か月なり半年の間に、地域の人に会わないというようなことを続けてきた結果なのでしょうね。名刺入れが空いてしまっているとか、いろんな変化が起こっています。

今日の会議も、市川市として頑張っているような会議にした訳ですが、今後第2波が更に本格化すれば、この会議もオンライン会議というような形になるかもしれませんね。

恐らく皆さんおひとりおひとりの環境が、この半年間で様変わりしておられるのではないかと思います。百年に1回か何百年に1回かの大きな変化が起こってきている。このコロナ禍が過ぎた後或いは過ぎないかもわかりませんが、私たちのライフスタイル、ビジネス慣行の在り方あるいはこのような会議の在り方、非常に多く変わってくると思います。

そこで、これから議論することになりますが、前回12月の会議では、今回の会議で答申案が出来て、その字句の調整を経て完了という約束だったと思います。しかし、今回のコロナ禍によって、答申の内容をいろいろ変えなくてはいけなくなってしまいました。

従って、ごみの収集の仕方や布類の収集などいろいろな問題が起こってきているのではないかと思いますので、今後の議論で事務局のお話をいろいろ伺って必要な修正を加えて、改めて答申を作らざるを得ない、そういう状況になっています。

どうぞみなさん、審議にご協力をよろしくお願いいたします。

【副会長の選任】

三橋会長：この審議会では、副会長を決めなくてはなりません。

委員の皆さんより、立候補や推薦がありましたらお願いいたします。
もしないようでしたら、私からこれまでの経験を踏まえて松本委員を推薦
させていただきたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

— 各委員一同拍手 —

三橋会長：松本委員、よろしいでしょうか。

松本委員：はい。

三橋会長：それでは、副会長に松本委員を選任することに決まりました。

— 松本副会長、副会長席へ移動 —

三橋会長：それでは、松本副会長からご挨拶を頂きたいと思います。

松本委員：おはようございます。お世話になります。よろしくお願いいたします。
毎回ではございますが、私は勉強するために参加しているようなもので、恐
縮ではございますが、三橋会長の下で一緒に勉強させていただきたいと思
いますので、よろしくお願いいたします。

三橋会長：それでは、早速今日の報告事項に入りたいと思います。
今回は、報告事項と審議事項の2つがあります。まず報告事項からお願いい
たします。
はじめに、(1) 令和元年度のごみ排出量等の実績について、事務局より報
告をお願いします。

【報告(1)】(資料1 令和元年度のごみ排出量等の実績について)

松丸課長：(1) 令和元年度のごみ排出量等の実績について、ご報告いたします。

資料1をご覧ください。

はじめに、人口とごみ総排出量でございます。

人口につきましては、増加傾向が続いておりまして、令和元年度は前年度と
比べて、約2,800人、0.6%増加し、約49万6千人となりました。

一方、総排出量は、緩やかな減少傾向が続いておりましたが、令和元年度は、
前年度と比べまして、約2,600トン、約1.9%増加し、約13万9,800tとな
っております。

人口の増加率と比べまして、特に燃やさないごみ、大型ごみのほか、資源物の雑誌、ダンボールなどの増加が目立っております。

総排出量が増加した要因としまして、いくつか考えられることがございますが、年度末の新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼした影響、また昨年度は消費税率が引き上げられましたので、引き上げ前の耐久消費財を中心としました買い替えの増加、3つ目といたしましては、通信販売の増加に伴うダンボールの増加、また、昨年7月から燃やさないごみの収集回数を月2回から週1回に変更しておりますので、これをきっかけにして家の中にあつたものが排出されたという可能性も考えられるところでございます。今後、全国的な統計を参考にしまして、細かく分析したいと考えております。

次に2ページから4ページには、ごみ処理基本計画に定めた数値目標に関する推移をまとめてございます。

1人1日あたりの排出量につきましては、基準年であります平成25年度から75グラム減少し、771グラムとなりました。

目標値の760グラムに向けて、比較的順調に減少を続けていましたが、令和元年度は、前年度との比較では8グラムの増加に転じており、これまでの傾向とは異なります。

この傾向が、全国的なものなのか、本市特有のものかにつきましても、今後の国や県の統計のとりまとめ結果を待ちまして、確認していきたいと考えております。

3ページ目をお願いいたします。

資源化率につきましては、前年度と同様の17.1%となりました。

基準年との比較では3ポイントの減少となっております。

資源化率向上のためには、さらなる分別の徹底や、焼却灰の資源化の拡大に加えまして、新たな資源化施策に取り組んでいく必要があると考えております。

次に、焼却処理量につきましては、117,382トンで基準年との比較では833トンの減、前年度との比較では、1,827トンの増となっております。

焼却処理量の削減が進んでいない背景としまして、基本計画の策定時に減少を見込んでいた人口が増加を続けている状況がありますが、今後も燃やすぐみを中心としたごみの減量と、資源物の分別の徹底を図っていく必要があると考えております。

4 ページ目をお願いいたします。

このグラフの中には、最終処分量に加えまして、焼却灰の資源化量も表示しております。

最終処分量につきましては、14,427 トンで基準年との比較では 2,228 トンの増、前年度との比較では 229 トンの増となっており、削減が進んでいない状況でございます。

焼却処理量と同様に、人口の増加によるごみ量の増加が背景にあります。燃やすごみを中心としたごみの減量と、資源物の分別の徹底、また焼却灰の資源化の拡大を進めていく必要があると認識しております。

令和元年度のごみ排出量等の実績についての報告は以上でございます。

【報告（1）】（資料 1 令和元年度のごみ排出量等の実績について）の質疑応答

三橋会長：ありがとうございました。

それでは、今の説明について何かご意見やご感想があればお出してください。報告事項ですから、令和元年度のごみ排出量について実績を報告して頂いた訳です。

ここまで来ると 1 人あたりの排出量の削減や人口が増加してきたということを見ると、難しいところがいろいろありますね。

特になければ、報告事項（2）（3）の説明をお願いします。

【報告（2）】（資料 2 家庭ごみの臨時収集について）

松丸課長：はじめに、（2）家庭ごみの臨時収集について、ご報告いたします。

資料 2 をご覧ください。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、市民の皆さんが自宅で過ごす時間が増えたことなどに伴い、家庭ごみの排出量が増加しました。

そこで、ごみの保管や排出に係ります市民負担の軽減と公衆衛生の確保を図るための緊急対応としまして、6 月から家庭ごみの臨時収集を実施しております。

実施方法としましては、緊急的な対応でございましたので、また、収集カレンダーを大幅に変更することによる混乱を避ける必要がございました。

そのため、各地区において、ごみや資源物の収集の無い空き曜日を燃やすごみの臨時収集日としております。

なお、市民の皆様への周知につきましては、広報いちかわのほか、スマート

フォン用のごみ分別アプリなどを活用しております。

続きまして、裏面をご覧ください。

このグラフは、家庭から排出された燃やすごみの収集量につきまして、平成30年度から令和2年度の3か年について、4月から6月の実績を比較したものです。

上のグラフは、月ごとに比較したものです。その年のカレンダーの違いなどにより、月別の収集日にはバラつきが生じますので、単純な比較はできませんが、今年の4月は昨年と比較して、約1,100トンを超える増加、約20%の増加となっております。

また、6月になりましても、前年度と比較しまして、約800トン、約14%増加しております。

下のグラフは、4～6月までの3か月間の累計の収集量になりますが、前年度と比べて、約1,900t、約10%増加していることとなります。

今後、新型コロナウイルスによります市民生活への影響が、長期化することが想定されます。ですので、ごみ処理におきましても、新しい生活様式、例えば、外食に代わるテイクアウトやデリバリーの利用、自宅でのテレワークといった取り組みを市民の皆さんが実践することに対応していく必要がある状況でございます。

【報告（3）】（資料3 布類の収集の一時休止について）

松丸課長：続きまして、（3）布類の収集の一時休止についてでございます。

資料3をご覧ください。

本市では、そのまま利用が可能な衣類や、素材が主に木綿であるタオルなどを、「布類」として収集しまして、それらは、古着や工業用雑巾として再利用されております。

この度の新型コロナウイルスの影響により、古着等の主な需要先であります東南アジア諸国への流通が停滞し、国内の資源回収業者の保管場所での受け入れが困難となりましたことから、6月から、収集を休止している状況でございます。

市民への周知につきましては、家庭ごみの臨時収集と同様に、広報やごみ分別アプリなどを活用して実施しております。

（2）と（3）の報告は以上でございます。

【報告（2）（3）】（資料2 家庭ごみの臨時収集について）

資料3 布類の収集の一時休止について)の質疑応答

三橋会長：今、説明頂いた(2)と(3)、いずれも今度の新型コロナウイルスと非常に関係がありますね。燃やすごみの量が大幅に増えているとか、あるいは布類の海外への輸出が出来なくなったとか、直接こういう形で影響が出てくるのですね。
何かご質問があれば、お出してください。

金子委員：それでは、何点かお願いします。

まず、燃やすごみの収集回数が週2回から3回に戻ったことです。
説明のとおり、燃やすごみの収集量が10%から20%の増量ということで、市民の皆さんも家の中やごみ集積ステーションにごみの堆積が多くなって困るから、市長が新たに対応して頂いたのですが、いわゆるコロナという要因があるから実施するにしても、我々審議会では週3回を2回にした、その結果ごみの減量に成功したということで評価されています。
私も「市長公約としてごみ収集回数を3回に戻します、と書いていたのですが、これは我々審議会がそれこそ年5回は審議した結果としてこうしたのですよ。そしてその結果も素晴らしいですよ。簡単にそういうことを言うては困ります。」と、議会でも申し上げました。
結果として、週3回に戻す話がありますが、ここをきちんと整理したいです。
コロナの影響によるごみ増量のための週3回であって、ある意味我々の努力が無くなるような、元に戻って広義化することがないよう歯止めはかかっているのでしょうか。そこを伺いたいと思います。

松丸課長：まず、平成29年4月に燃やすごみの収集回数を週3回から週2回に変更いたしました。これは審議会での議論を踏まえ、また市民への説得を通じて、こういうことになったものです。
これは、ごみの減量に対して市民の意識向上のきっかけを作り、燃やすごみの排出機会を少なくすることにより、分別排出を促進することが目的でございました。
またそれについては、一定のごみの減量効果はあったと認識しておりますので、この点について今回の臨時収集を行うことでこの考え方を否定するものでもございませんし、ごみの減量をしていくという考え方をあきらめたという訳でもございません。
あくまでも状況が変わったという中で、臨時的に対応させて頂いているということでございまして、現在感染者数が増えている中で、今後も何らかの

対応が必要だと考えているところでございます。

金子委員：環境部が、そうした認識をしっかり持っていれば良いですけどね。市長が公約したから3回に戻す、これ幸いということのないように、我々もきちんとチェックしていく必要があります。

また何と言っても、最終処分場がない市川市の環境の中で、ごみが増えては困ります。

ですから、コロナでごみが増えたから仕方がないと、それがまかり通っては困ります。

なかなかコロナ前に戻るのは厳しいですが、新たな努力が必要かなと思います。コロナ禍に対してのどう減量施策を取っていくか、先ほど会長が今回の答申に修正を加えようと仰った中の1つに入っているのではないかとということをお願いしておきたいと思います。

布回収ですが、これは市民の皆さんにはご理解頂いている、輸出が止まってしまい処理先がない、と。では、その衣類についてどのようになっていますか。

半年も市民の皆さんに抱えて頂いているのですか。あるいは燃やすごみに入れることになっているのですか。これもごみの増量としては大変心配な状況です。

布回収の見込みは、藤城委員や宮方委員、どのようになっていますか。布回収の再開や市況については、いかがでしょうか。

宮方委員：資源回収協同組合の宮方と申します。

ただいまの金子委員からのお問合せのありました布の件につきまして、昨日も役所の方々と商工会議所の4階で会議を持ちました。

布の場合は、目に見えて動いているというところまではいきませんが、多少なりとも動き始めました。

市民の方々には、なるべく自宅にストックして頂くようお願いしておりますが、それでも我慢できずに出される場合があります。それを回収しないということはありません。必ず回収しております。各問屋さん、この近くでいえば増田商店さん、京葉資源センターさん、木下商店さんなどに、うちの業者さんたちが持って行っています。

布は流通し始めたらしいのですが、単価はまだ問屋さんから頂いていません。これがどの程度まで続くのかと言われますと、今現在8月ですが、今年いっぱいくらいは続くのかなという感じは持っております。

でも、これは有価物でございますので、ごみと一緒に捨てるのはしないで、
どうしようもない場合は出してください。金額云々よりもまずは停滞させ
ないことをモットーにやっておりますので、邪魔になって仕方ないという
我慢の限度がきましたら、速やかに出してください。業者は回収いたします。
置いていくことは絶対にございませぬ。

ただひとつご協力の程よろしく申し上げます。

コロナの状態が芳しくないものですから、皆様のご協力があつてこそ、ごみ
の減量につながるのかなと私自身も思っております。何分よろしくお願
いしたいと思います。

金子委員：ありがとうございます。本当にそのようなご努力いただいているので。焼却
されているとか、行く先がなくて家庭で困っているとか、このようなことが
今、宮方会長のお話ですとないのでしょうか。
事務局は今の状況をどのように把握していますか。

三橋会長：では事務局から、追加の質問に回答をお願いします。

松丸課長：市としましても、市民の皆様には、出来るだけ自宅での保管をお願いして
いるということがございます。ただやむを得ず出されてしまったものにつ
いては、今宮方委員がおっしゃったように集積所の管理という観点から、収集
をしている状況にはございます。

また、一方で従来から衣類に関しては、リユースショップなどに持って行っ
て頂き、再使用という方法もありますという事を市民の皆様へ情報提供し
ているところでございますので、海外への輸出は無理でも、リユースショッ
プの中での流通が進むようであれば、そういうことも積極的に市民の皆様
にお伝えしていきたいと考えております。

金子委員：ありがとうございました。

メルカリとか再利用で売れる民々の仕組みは、コロナの影響によって進ん
でいるみたいですね。

ですから、大きな混乱が起こっていないということで良いのですよね。

ありがとうございました。

三橋会長：布については有価物であつて、溜まってごみとして焼却処分されることには
至っていないと、ぎりぎりのところで踏みとどまっているというようなご
意見でしたね。ありがとうございました。

それでは、次に移りたいと思います。

報告事項（４）（５）（６）続けてお願いします。

【報告（４）】（資料４ 高齢者等世帯ごみ出し支援について）

丸山課長：高齢者等世帯ごみ出し支援についてご報告させていただきます。

資料４をご覧ください。

高齢者等世帯ごみ出し支援につきましては、昨年５月７日から８月３１日の間で実証実験を行い、本年６月１日より正式に事業を開始したものでございます。

改めて、支援の目的と概要についてご説明いたします。

この支援は、ごみを出すことが困難な高齢の方や障がいのある方などのために、玄関前などに出したごみを収集いたします。これによりごみを集積所まで行くことなく捨てることができます。

また、ごみの収集だけではなく決められた場所にごみが出されていない場合に、収集に伺った者がそのお宅に声かけを行い、応答がない場合は市役所に連絡して頂き、福祉部と連携し、申請書に記載された緊急連絡先に連絡するなど、安否確認もあわせて行っているところです。

支援を受けられる対象ですが、図表に示しております通り、

- ・ 介護保険における要介護１～５の認定を受けている方
- ・ 身体障害者手帳２級以上の方
- ・ 療育手帳所持者の中で最重度、重度の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳１級の障害のある方

と定めております。

また同居者が、今申し上げたいいずれかに該当する場合は、その世帯も対象となります。

ごみの排出方法につきましては、原則は、市川市が定めている分別の方法で出して頂きます。しかしながら、分別が困難な方もいらっしゃると思いますので、そのような方は燃やすごみ・燃やさないごみの２種類に分けて排出することも可能としております。

収集日、収集時間についてです。収集日は月曜日から金曜日の間の週１回、大型ごみ以外のごみを全て収集します。また、収集日が祝日の場合も伺います。

収集時間は、午前9時から午後1時までとしております。

申請世帯状況ですが、本年4月1日時点で対象世帯は2,943世帯あります。そのうち6月1日開始時の利用世帯は59世帯、8月3日以降は153世帯が利用している状況です。

要介護世帯及び障がい者世帯の内訳は、153世帯のうち、約6割が要介護者の申請となります。

住居形態を見ますと、戸建住宅が85世帯、共同住宅が68世帯と若干戸建住宅の方が多いです。

次に年度別目標見込み世帯数ですが、今年度は200世帯を目標としまして、今後も増加していくものと見込んでおります。

高齢者等世帯ごみ出し支援についての報告につきましては以上になります。

【報告（5）】（資料5 漁業者の協力による海底ごみ回収実証地域の選定について）

西倉課長：続きまして、資料5をお願いいたします。

漁業者の協力による海底ごみ回収実証地域の選定についてご報告いたします。

環境省では、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等において、漁業者の協力を得て、操業時に回収した海底ごみを持ち帰ることなどを推進していこうとしております。

このたび環境省ではこのような取組みについて、より効果的な取り組みを促進するため、「協力体制の構築の手順」や、「効率的な回収」、「効果測定」、「海底ごみの発生源特定」などの手法の確立を目指すにあたって、漁業者の協力を得て回収した海底ごみを、調査・分析し、海洋プラスチック対策のマニュアル策定を検討しているところです。

その海底ごみ回収実証地域として、7つの地域が選定され、本市もそのうちの1地域として選定されました。

実施期間は2020年度より3か年程度で、のべ20隻でございます。

説明は以上でございます。

【報告（6）】（資料6 生ごみ専用ごみ箱「スマート i-BOX」の試作機開発について）

松丸課長：続きまして、生ごみ専用ごみ箱「スマート i-BOX」の試作機開発について、ご報告いたします。
資料6をご覧ください。

家庭から排出されます燃やすごみの約4割を生ごみが占めております。この資源化と、ごみ排出の利便性の向上を目的としまして、生ごみ専用のごみ箱「スマート i-BOX」の試作機を開発を行いました。

このBOXは、QRコードを読み取ることで開閉するようになっております。製品の仕様としましては、サイズは約60センチメートル四方、高さが約1.4m、重さは約110キログラムでございます。本体はステンレス製で、内箱として90リットルのキャスターペール、プラスチック製のごみ箱が入っております。

動力源としましては、太陽光パネルとバッテリーを装備しております。また、蓄積量を把握し通信する機能、投入口を自動開閉する機能、使用情報が記録される機能を備えております。

今後は、試験運用を通じて、使い勝手などを確認しながら、改良を重ねていきたいと考えております。

報告事項の説明につきましては、以上でございます。

【報告（4）】（資料4 高齢者等世帯ごみ出し支援について）の質疑応答

三橋会長：どうもありがとうございました。それでは今の（4）（5）（6）について、皆様のご意見やご質問を伺いたいと思います。
まず、資料4 高齢者等世帯ごみ出し支援、ついて何かご質問やご意見はございませんか。
ひとつ伺いたいのですが、このような高齢者世帯に対するごみ出し支援は近隣の市町村でも行っているのですか。市川市がかなり熱心に行っているという位置づけなのでしょうか。よろしくお願いします。

丸山課長：近隣につきましては、千葉県内で6市、市川市の他、船橋市、千葉市、松戸市、習志野市、我孫子市が行っております。

三橋会長：他に資料4について、ご質問ございませんか。高齢者が増えていくなかでこのような試みは大切なことだろうと思います。

金子委員：その通りです。これから増えてくると思います。

約3,000世帯が対象で、結果としては利用世帯が153世帯、10%ありません。意外に少ないと思っているのですよ。

2,943世帯の皆さんがうちに来てくれと手を挙げられた。でも、利用世帯が一割に満たないというのは、しっかり伝わっているのかということが危惧されます。

困っていて何かしてくれないかなと思っているのに、このような制度を知らないで、対応してないとすれば、それは我々の責任にもなる。その辺はいかがでしょう。皆さんはこのような世帯に対してどうアプローチをしていくのか。結果として、この程度でした。実際、このようなものなのかを確認しておきます。

三橋会長：せっかくの良い試みなのに、利用者が少ないのは制度を知らないからということも、あり得るかもしれませんね。
その点について、ご説明をお願いします。

丸山課長：おっしゃる通り、まだ、対象世帯に対して利用世帯が少ないという状況が確かにあります。

周知につきましては、6月1日のスタート前に、5月16日の広報いちかわ等に掲載し、福祉部とも連携して、ケアマネージャーさんやヘルパーさんを含めて周知を進めているところではあります。

ただ、このような状況を見ますと周知不足も否めないと思いますので、今後更なる周知をしていきたいと思っています。

金子委員：広報とか福祉部との協力はわかるのですが、約3,000世帯で、市川市全体で20万世帯のうちのわずかなのだから、全対象世帯に対して直接通知した方が早いのではないのでしょうか。困っている人は弱者ですから、周知を徹底するようにしないと。その辺はいかがですか。

丸山課長：約3,000世帯の対象につきましては、資料にもあります通り、4月20日に

全ての対象世帯に申請書を送付しているところです。

申請が来てないということで、調べてみたところ、今まで自分でごみを出せていたのもう少しがんばって出してみようという方や、遠慮がちな方もいらっしゃる、そういったことも耳にしています。

金子委員：申請書を全世帯に送付しているのであれば、知らないということにはなりません。きちんと見てないこともあるかもしれませんが。

いずれにしても、申請が意外に少ないなと思いました。自分で出そうと頑張っているということであればありがたいです。

良い施策なので、出来るだけ拡大して頂きたいと思います。よろしくお願ひします。

安東委員：高齢者支援の対象は、資料に書いてある要介護の認定を受けている方ですね、80歳過ぎとか90歳過ぎの高齢者一人住まいの方で、要介護の認定を受けておられない方がけっこういらっしゃいますが、その方達は対象にならないのですよね。

80歳、90歳のおじいちゃん、おばあちゃんは1人でごみ出しが出来ません。自治会としては、近所の組長さんや区長さんがお手伝いしている状態ですが、限界があるようなので、その辺はどのように支援して頂けるかなと自治会の活動の中で感じています。いかがでしょうか。

丸山課長：確かに今、対象と定めておりますのは要介護1から5と障がい者の方々です。ただ、要支援の方も多数いらっしゃることは認識しております。ですので、今後については、福祉部で助け合いのような形で行っておりますが、ごみ出しに関しても今後検討していく部分だと認識しております。

三橋会長：頑張ってお取り組んでいってください。

【報告(5)】(資料5 漁業者の協力による海底ごみ回収実証地域の選定について)の質疑応答

三橋会長：それでは、資料5 漁業者の協力による海底ごみ回収実証地域の選定について、先ほど説明していただきました。

海洋プラスチックごみは、今大きな問題になっていますよね。

市川市も回収実証地域の選定市になっています。

この件について、ご質問やご感想があればどうぞお出しください。

金子委員：実証地域は、全国で7地域ですよ。東京湾は我が市川市だけです。
ですから、すごく選抜された漁協だと見たのですが。
市川市の漁協の方は、本当に魚を獲っているのかなというイメージがありますが、実際に魚を獲っている方がいらっしやいます。
この実証実験では、いわゆる本格的な漁港が選定されるのかと思いました。
市川市が選定された理由は何でしょうか。

西倉課長：お答えします。まず、環境省から募集がありまして、それに手を挙げたというところがあります。
他の近隣の自治体の申込み状況は把握できておりません。

三橋会長：市川市の漁業者は相当いらっしやるのですか。

西倉課長：すみません。数は把握しきれていません。
打合せの時には、5人か6人くらいの組合の方に参加して頂き、お話させて頂きました。

三橋会長：せっかくやるのですから、市川市の漁業者がどれくらいいるとか具体的な数字などを審議会で調べて説明して頂ければ、なるほどと皆さんも思うのではないかと思います。よろしくお願いします。

西倉課長：はい、わかりました。

【報告（6）】（資料6 生ごみ専用ごみ箱「スマートi-BOX」の試作機開発について）の質疑応答

三橋会長：資料6についていかがですか。これは、前回も大分説明して頂いたので、私は理解できました。
資料6について、何かご質問がありましたらお出してください。よろしいですか。
以上で報告事項は終わり、審議事項に入りたいと思います。

【審議】資料7 市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について

三橋会長：審議事項として、市長から諮問された、「市川市一般廃棄物処理基本計画の改定について」の審議に入ります。はじめに、今後の審議の進め方などにつ

いて、事務局から説明をお願いします。

松丸課長：今回の資料として、事務局におきまして、昨年の5月から12月にかけての審議内容を踏まえて、答申の素案を作成いたしました。しかしながら、これは昨年の議論のまとめになりますので、今年に入って起こった様々な変化に対応した内容にはなっておりません。つきましては、例えば新型コロナウイルス等による状況の変化を踏まえた上で、さらに委員の皆様のご意見をいただきたいと考えております。そして次回以降、今回のご意見を反映した答申案を作成し、再度ご審議をいただいた上で、答申をとりまとめて参りたいと考えております。

三橋会長：資料7に市川市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改定について 答申（素案）とあります。本来であればこの答申が本審議会で認められるということについて話す予定でしたが、いろいろな状況の変化があり、これを答申と呼ぶ訳にはいかないということで、改めて答申の作成についてはこれから何回かの審議を重ねていかなければいけないと思います。そこで、まずは事務局からこの答申（素案）について、説明していただきたいと思います。

【審議】（資料7 1～4ページ）

松丸課長：それでは資料7の答申（素案）をご覧ください。分量が多いので、3回に分けて説明させていただきます。最初は1ページから4ページまでということをお願いいたします。また、資料8には、これまでの審議における、主なご意見をまとめておりますので、併せてご覧ください。

それでは1ページの「はじめに」をご覧ください。ここでは、市川市のごみ処理の現状として、数値目標などの進捗が遅れているものがあること、市川市のごみ処理には最終処分場が市内に無いという課題があることについてまとめております。また一方で、今後の少子高齢化に伴う変化への対応や、国の循環型社会形成推進基本計画の踏まえた役割が求められているということもまとめております。最後に、諮問・答申の経緯について触れておりまして、市川市に対し、答申を踏まえた取り組みの実行を求める内容としております。

次に2ページをご覧ください。（1）ごみ処理を取り巻く状況等への対応でございまして、これにつきましては、計画改定にあたって、市川市が勘案すべき事項を3つにまとめております。

①の「ごみ処理体制の現状」としまして、

- ・老朽化が進んでいるクリーンセンターの建て替え事業を一旦延期しているが、今後の事業再開を見据えた計画としていく必要があること。
- ・また、市川市が、焼却灰等の最終処分を市外に依存していることを踏まえ、焼却処理量の削減などを通じて、最終処分への依存の低減が求められること。

②の「人口の増減と少子高齢化の進展」としまして、

- ・現計画の策定時の見込みと異なり、近年、人口の増加しているものの、将来的には、本格的な少子高齢・人口減少社会に突入するため、その変化に対応していく必要があること。

③の「持続可能な社会の実現に向けた社会的要請の高まり等」としまして、

- ・国の循環型社会形成推進基本計画、プラスチック資源循環戦略、食品ロス削減推進法などを踏まえて、地域における持続可能な社会の実現に向けた取り組みが求められており、海洋プラスチックごみや食品ロスの問題への対策が必要となっていること。
- ・大規模災害の教訓を踏まえて、災害発生時における廃棄物処理体制の整備が求められること。

について、まとめております。なお、今年に入ってから新型コロナウイルスの感染拡大といったものについても、新たに生じた状況の変化と言えるものと考えているところでございます。

次に、3ページの(2)次期計画の目標年次につきましては、現計画と同様に、10年後を目途に設定することが適当である、としております。

次に、(3)の計画の基本目標につきましては、① 目指すべき将来像として、現計画にある「資源循環型都市いちかわ」のほか、② 基本方針として、「環境保全」の視点を最優先した上で、ライフスタイルの変革によるごみの発生・排出抑制など、現計画にある4つの基本方針についても基本的にはその方向性を踏襲することが望ましいとしております。

続いて4ページをご覧ください。(4)数値目標を設定する指標に関しまして、市民1人1日あたりの排出量や焼却処理量など、現計画にある4つの指標については、計画の継続性の観点から、引き続き、数値目標として設定す

ることが望ましい、としております。なお、将来人口の推計と実際の人口の乖離により、一部の数値目標の達成状況について評価が困難になっているため、次期計画では、新たな人口推計を基礎として目標設定すべきである、としております。

最後に（５）目標を達成するための施策につきましては、次期計画の策定から概ね５年間におきまして、特に重点的に実施すべき施策の内容を明確化していく必要があるとしております。

説明は、一旦ここで区切らせていただきます。

【審議】（資料７ １～４ページ）の質疑応答

三橋会長：今説明していただきましたのは、計画の改定における基本的な考え方ということで、この審議会において昨年１年間議論してきたことを答申のかたちにとまとめていただいたものです。委員の皆様にはお馴染みの内容であると思いますが、何かご意見等がありましたらお出してください。

金子委員：確認ですが、本来であれば答申案をまとめるタイミングであったものの、先ほどお話があったように新型コロナウイルスの関係で新しい生活様式への変化が起こってしまったため、どのようにこの変化を見込んだ新計画にしていくか、始めの文章をどのように変えていくかを議論するということがよろしいでしょうか。

松丸課長：事務局といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大が大きな状況の変化と考えておりますので、金子委員が仰った内容につきましても、始めの部分で触れていきたいと考えております。

金子委員：この変化がなければこのまま進んでいったと思うので、新生活様式を取り入れてどのように廃棄物処理計画を変えていくかということを議論できる機会があるのはとても良いことであると思います。

三橋会長：新型コロナウイルスの関係で、新しい答申に何を入れるべきか、新型コロナウイルスに対してどういう姿勢で臨むべきかといったことについては、今議論することになりますか。資料８のところで議論することになりますか。

松丸課長：資料８については、これまでにいただいたご意見を参考にまとめさせてい

ただいたところでございますので、新型コロナウイルスの影響についてどう考えていくかということにつきましては、この資料7の答申（素案）の中にどのように盛り込んでいくのがよいか、もともと盛り込まれている部分についてもどのように新型コロナウイルスを勘案した内容に修正していくかというご意見をいただきたいと考えております。

三橋会長：わかりました。それでは新型コロナウイルスの問題をどのように答申へ反映していくかということについて、自由にご意見をお出してください。それを事務局のほうで取りまとめて、再度案としていただくことになると思います。

柳沢委員：例えば2ページのクリーンセンターの建設について、オリンピックの終了まで事業を一旦延期し、となっておりますが、新型コロナウイルスの関係で結局オリンピックがどうなるかもわからない、延期がいつまでになるかということや建設費の動向もわからないという状況なので、1つ1つについて言及するのではなく、最初の（1）ごみ処理を取り巻く状況等への対応のところ、予期していなかった新型コロナウイルスの対策を考えていかなければならないといったことを記すのがよいのではないかと思います。

三橋会長：ありがとうございます。新型コロナウイルスの問題については、ウィズコロナということで、これから一過性でなく長く付き合っていくという問題意識が必要である等、そういったことも含めてご意見があればお出してください。（金子委員と宇仁菅委員から意思表示あり）金子委員からどうぞ。

金子委員：先ほど近年の人口の推移が計画策定時の見込みと異なることで、一部目標の達成が困難になっており、見直しが必要という話がありましたが、ここでも新型コロナウイルスの問題が大きく出てくると思います。ステイホームということでサラリーマンの7割は家で仕事をするというように生活様式が変わって、廃棄物の総量等はみんな根底から変わってくると思います。そういう点で考えると、新型コロナウイルスの影響や新しい生活様式というものを相当組み込んだ廃棄物処理の目標設定をしなければならず、単に前文に記載するだけでは間に合わないのではないだろうか。新しい生活様式がどのようになるのかをきちんと想定し、それに基づいた目標設定を行っていかねばならないため、これまでのものに精神論として新型コロナウイルスの対策が必要だと加える程度ではとても間に合わないという印象を受けました。

三橋会長：ありがとうございました。やはり大きな問題として位置付けてほしいということ。続いて、宇仁菅委員からどうぞ。

宇仁菅委員：若干違う考えかもしれませんが、10年間の目標があって、この計画自体がその間の目標を達成するための計画であるということに関して、新型コロナウイルスへの対応については重要であることは間違いありませんが、期間を考えるともう少し短期的な扱いになるのではないかと思います。新型コロナウイルスが収まった後、どういう社会になっていくのか、例えば現在のような在宅勤務が多い状況が続くのか、あるいは元に戻っていくのか等、今はわからないけれど、そのときの状況の変化に応じてまた目標設定を変更しなければならないということにもなると思います。それはそれでもよいかもしれませんが、基本的に10年間の目標であるということ意識していただきたいなと思います。

三橋会長：ありがとうございました。それでは、答申（素案）の5ページから7ページの部分についても新型コロナウイルスの関連でご発言したいという方がおられると思いますので、2の説明をお願いします。

【審議】（資料7 5～7ページ）

松丸課長：それでは、資料7の5ページをご覧ください。2 さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方についてでございます。次期計画に反映し、重点的に取り組むべき事項として、7つ挙げております。

1点目は、分別の徹底に向けた広報・啓発の強化です。市川市では、家庭ごみの12分別収集などによって、資源化を促進してきましたけれども、依然として燃やすごみの中に、資源化できる可能性のあるものが約3割含まれていること、また、昨年7月から開始しました剪定枝の資源化量も十分ではないことを踏まえまして、改めて分別排出を徹底していくことが必要であるとしております。

また、市民の視点に立って分かりやすい広報に努めること、じゅんかんパートナーと連携し、地域に出向いて直接、顔の見える啓発を強化すること、環境学習による幼少期からの3R意識の醸成が重要であること、また、転出入や外国人が多い市川市では、ICTの活用やユニバーサルデザインを取り入れる工夫も必要であるとしております。

2点目は食品ロスの削減です。燃やすごみの減量には、組成割合が約4割と

大きい、生ごみの減量が重要であり、食べ残しなどの「食品ロス」の削減に向けた取り組みを強化する必要があること。広報・啓発の強化により、市民の意識向上を図るとともに、具体的な取り組み方法も広報していくべきであること。また、フードドライブの普及や、会食や宴会時の3010（さんまるいちまる）運動などによって、事業者が排出する食品ロスの削減も重要であること。生ごみの水切りや堆肥化なども、継続していくべきであるとしております。

続いて、6ページをご覧ください。3点目は、プラスチックごみの削減です。海洋プラスチックごみによる環境汚染、アジア各国による輸入規制強化、地球温暖化への影響といった課題があり、削減が強く求められていること。今後の取組みにあたっては、国内外の諸問題を市民に情報発信し、理解を深めてもらった上で、3Rの徹底やポイ捨て撲滅の呼びかけをしていくべきであること。また、ワンウェイのプラスチックの削減が重要であり、マイバッグなどの利用促進によって、市民のライフスタイルの変革につなげることが必要であるとしています。なお、今年7月から、全国一律でレジ袋の有料化がスタートしたことが、関連する最近の話題と言えると思います。

4点目は、リユースの促進です。3Rのうち取組みの優先順位の高い、リデュース、リユースに重点を置く必要があります。リユースショップの活用促進のほか、フリーマーケットアプリなどのインターネット市場の普及啓発によって、リユース文化を根付かせていくべきであること。市がリユースの機会を設ける場合や、リユース施設の設置を検討する際には、費用対効果と市民の利便性を考慮することが望ましいとしております。

5点目の経済的手法の活用（家庭ごみの有料化）につきましては、今後も検討を継続していくべきであって、実施時期については、ごみ排出量や社会情勢等を総合的に勘案すべきであるとしております。

続いて、7ページをご覧ください。6点目の事業系ごみの減量・資源化対策については、クリーンセンターに搬入されるごみの分別が不十分であるということを踏まえ、排出事業者に対して、減量や資源化に関する情報を分かりやすく周知することが重要であること。その上で、クリーンセンターにおいて、搬入物の展開検査を実施し、改善指導を図るべきであること。また、資源物の搬入規制等、センターの受入れ基準の見直しも検討していく必要があるとしております。

最後に、7点目の新たな資源化品目の検討としまして、燃やすごみの約4割を占める生ごみをバイオマスとして利活用することについては、温室効果ガスの排出量の削減にも有効なため、研究を進めるべきであること。なお、生ごみについては、家庭での保管時の臭いの問題に対応した収集体制の可能性も探っていく必要があること。また、高齢化によって増加している紙おむつや、製品プラスチックについても、資源化の可能性を検討する必要があるとしております。

以上が、さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方として、重点的に取り組むべき事項をまとめたものでございます。

説明はまたここで、一旦区切らせていただきます。

三橋会長：今の2　さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方というのは、この素案の中核になる部分だと思いますが、時間の関係もありますので、次の3　その他重点的に取り組む事項についても先に説明してください。

【審議】（資料7　8～10ページ）

松丸課長：それでは、資料7の8ページを続けてご覧ください。さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のほかに、重点的に取り組んでいくべき事項として、6項目を挙げています。

1点目として、高齢者等世帯ごみ出し支援です。この点は、報告事項でご説明したとおり、今後の支援策の方針としましては、ごみが出ていなかった場合の声かけによる安否確認など、見守りにも配慮した体制を、さらに強化することが望ましいとしております。

2点目は、エネルギーの地産地消です。クリーンセンターでのごみの焼却により発電した電力のうち、売却した電力は、利用先が特定されていませんので、今後は地域内での有効利用を図るべきであるとしております。また、燃やすごみには生ごみなどのバイオマスが多く含まれ、廃棄物発電は再生可能エネルギーの一つであることから、地産地消によって地域の低炭素化などにつながると考えられるとしており、これについては、太陽光発電などの他の再生可能エネルギーを含めて検討することが望ましいとしております。

9ページをお願いいたします。3点目の不適正排出・不法投棄対策の強化に

つきましては、これまでの取り組みによって一定の効果が確認できておりますが、適正処理の推進や公平性の観点から、今後も対策を強化していくべきであること。なお、指導・罰則制度の導入や戸別収集の導入については、家庭ごみの有料化とあわせて検討するものでありますので、市民への影響や費用対効果等を十分考慮して、慎重に判断することが必要であるとしております。

4点目の効率的な収集体制の推進につきましては、これまでの収集回数の見直しなどによって効率的な収集が進められているとした上で、今後について、新たな資源化品目の検討が考えられますが、資源化促進だけではなく、環境負荷の低減、コスト縮減、市民の利便性などの観点からも、収集体制を検討する必要があること。また、人口減少などで、長期的に排出量が減っていくことが考えられるため、これに対応した収集体制が求められること。高齢者等のごみ出し支援や資源回収品目の拡大に伴う費用の増加が考えられますが、できる限り効率的な収集体制を検討すべきであるとしております。

10ページに入りまして、5点目はクリーンセンターの建替計画の具体化でございます。今は建て替え事業が延期されておりますけれども、現在の施設の老朽化の状況と建設費の動向を考慮して、適切な時期に事業を再開すべきであること。事業再開にあたっては、適切な施設規模の検討を進め、建設費の縮減に努めるべきであるとしております。

最後に、災害時におけるごみ処理体制の強化についてです。市川市では、平成30年に、災害廃棄物処理計画を策定しておりますけれども、今年の台風などの教訓を踏まえて、計画の実効性を向上させ、災害時のごみ処理体制の強化を図る必要があるとしております。この点に関しましては、先月も九州地方などで豪雨災害が発生しておりますけれども、気候変動がもたらすような災害リスクの高まりといったものについても考慮していかなければならない時期にきているのではないかと考えております。

以上が、その他重点的に取り組む事項となります。説明は、以上でございます。

【審議】（資料7 5～10ページ）の質疑応答

三橋会長：ありがとうございました。今、さらなるごみの減量・資源化に向けた施策のあり方と、その他重点的に取り組むべき事項について説明していただきま

した。このそれぞれについては、審議会の委員の皆さんも何度も吟味していると思います。そこで、今説明していただいた内容そのものについてのご質問なりご意見、あるいは先程から議論している新型コロナウイルスの関連で、こういう内容も含めたほうがよいのではないかといったことがあれば、まとめてお出してください。いかがでしょうか。

かまがた委員：高齢者世帯のごみ出し支援が始まりましたので、ちょっと安心いたしました。ですけれども、介護を受けている人じゃないとダメとか、一人暮らしの人じゃないとダメということで、自宅までごみ出しに来ていただけない場合があるとのことでした。例えば介護が必要な人を診ている健全な方でも、新型コロナウイルスの影響もあって家の中にいる時間が増えると、運動不足等によって介護を受けている人と同じような状態になっていくのではないかと思います。私も主人の介護をしまして、ストレスで耳が聞こえなくなったりしました。そのときは入院しましたが、退院後もすぐに介護を再開できる状態ではありませんでした。そういったいろいろな変化が起こるので、ごみ出しの支援というのは大変助かるのですが、介護を受けている人や障害のある人だけでなく、診ている人のこともいずれは考えていただいて、負担が減るようにしていただけたらと思いました。

三橋会長：今の件について、事務局から何かございますか。

川島部長：今回の高齢者等ごみ出し支援、世間から『ふれあい収集』とも呼ばれておりますが、これにつきましては介護認定等のある程度の枠をつくったところですが、これは、始めたばかりのものですから、そのようにさせていただきました。議会でもいろいろ議論されていますが、『ごみ出し弱者』と言われるごみを出すことが難しい方をどうやって支援していくかということが、正にこれからの課題ですので、福祉部門とも十分連携しながら、ご提案のありました内容についても議論させていただきたいと思っております。

かまがた委員：そうですね、これからは介護をする人も増えていきますし、そういう方のことも含めて考えていただけたらと思っております。

川島部長：ありがとうございます。会長、あと1点よろしいでしょうか。

三橋会長：どうぞ。

川島部長：先程の海洋プラスチックごみの漁業協同組合の件で訂正させていただきます。市川市では行徳漁業協同組合と南行徳漁業協同組合が合併しまして、現在組合員が74名程度いらっしゃいます。主に底引きをされておりまして、昨今ではハマグリに似た外来種で、クラムチャウダー等にして食べられているホンビノス貝が多くとれているということです。海苔の養殖等も行っており、非常に活発に活動されております。なぜこの東京湾のところが選定されたかといいますと、海洋プラスチックには陸域から河川を通じて流れてくるという特性がございますので、東京湾のような閉鎖性水域で調査を行うことには大きな意義があります。特に荒川の河口等にも海洋プラスチックが溜まっているということが知られておりますので、東京湾での調査には非常に意義があると思っております。過去にも環境省と一緒に調査したことがありますので、この調査結果を市川市のプラスチック資源循環戦略『プラスチックスマート』へ繋げていけたらということで応募させていただきました。以上でございます。

三橋会長：市川市にも漁業者が多くいて、いろいろなことをやってきたということですよ。選定されたということの意味を位置づける必要があると思っておりますので、よろしく願います。それと、先程の説明でその他重点的に取り組むべき事項の(6)災害時におけるごみ処理体制の強化について、これから台風や洪水等、千葉県の中でも地域によっていろいろ被害を受けるところがあると思いますが、そういったことに対する取り組みは既に行われているのでしょうか。また、今後どのようなことを考えているのか、簡単にお聞かせください。

川島部長：昨年に市川市災害廃棄物処理計画を策定いたしました。これは今までの震災廃棄物のみならず、気候変動による水害廃棄物を踏まえた計画として策定したところです。昨年の千葉県の台風被害について、市川市からも全都清さんの派遣も兼ねながら職員を派遣する等、実際に廃棄物処理に携わらせていただきました。現在も南房総市からの災害廃棄物を、市川市でも処理しております。今後、次期クリーンセンターの建設計画におきましても、国のほうでは災害廃棄物を全国で処理できるよう、新たに処理施設を建設する際は通常の廃棄物処理に加えて災害廃棄物処理分を見込んで建設するように、しておりますので、現在のクリーンセンターでもごみの減量化が進んだために災害廃棄物処理分の余力がございますが、新クリーンセンターにおいても余力ができるよう進めているところです。また、自治体だけで膨大な量の災害

廃棄物処理を全て行うことは現実的ではありませんので、市内にごございます産業廃棄物事業者や民間事業者の力を活用しながら、処理を進めていきたいと考えております。以上です。

三橋会長：ありがとうございました。それでは、だいぶ時間も迫ってまいりました。先程、コロナ関係で委員の皆様からいくつかご提案等がありましたが、これらについて事務局から何か付け加えることがあればお願いします。

松丸課長：コロナの関係でたくさんご意見をいただきましたけれども、そういったコロナの影響があったとしても、ごみの減量や資源化を進めていくことには変わりがないと思っております。そのため、長期的にどうしていくか、短期的にどうしていくか、ということをおある程度整理していく必要があると考えております。例えば短期的には、ごみの量が増えたことに対して収集体制をどうしていくのかであるとか、あるいは市民の生活様式が変わることに伴って、ごみや資源物の排出に変化（どういったものが多く出るようになった等）が生じた場合に、状況に応じて体制を考えたり、市民への周知啓発を考えたりしていくことが必要であると思っておりますので、そういったことも今回の答申で触れるような方向でまとめていきたいと考えております。

三橋会長：それでは、本日の審議の内容を反映させたかたちで、事務局に答申案を作成してもらおうということで、次回はその答申案の審議に入りたいと思います。その他、最後に事務局より連絡事項があればお願いします。

【事務連絡】

松丸課長：今回は時間の制約もございましたので、十分に発言ができなかったかもしれませんし、資料もたくさんございますので、十分確認できていない方もいらっしゃると思います。そのため、答申の素案につきまして、追加のご意見等がございましたら、事務局あてにメールや FAX にてご提出をお願いいたします。また、次回の審議会につきましては、10月頃に開催する予定でございますので、その際にはまた答申案についてご審議をいただきまして、答申のとりまとめに進んでいきたいと考えております。日程につきましては後日調整させていただきますので、よろしく願いいたします。
事務局からは以上でございます。

【閉会】

三橋会長：それでは、以上をもちまして、第91回市川市廃棄物減量等推進審議会を終

いたします。長時間のご協力、ありがとうございました。

(閉会：午前 11 時 50 分)